

大津市登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）の規定に基づく登録有形文化財である建造物の修理及び建造物を有形文化財に登録する申請に際し必要となる書類の作成を行う当該建造物の所有者に対し、当該修理及び書類の作成に要する費用の一部を予算の範囲内において補助し、もって文化的価値を有する建造物の保存及び活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建造物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物その他工作物をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による登録有形文化財建造物保存活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる建造物の所有者（当該建造物の管理を委託された者（第1号に掲げる建造物にあつては、法第60条第3項の管理団体に限る。）を含む。）とする。

- (1) 法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物
- (2) 登録有形文化財登録基準（平成17年文部科学省告示第44号）建造物の部に定める基準を満たす建造物（前号に掲げる建造物を除く。）

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額が限度額を超えるときは、限度額）とする。この場合において、補助対象経費の額及び補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 設計書（仕様書及び積算書等を含む。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(着手届)

第7条 補助対象者は、前条第1項の規定による通知を受け、補助対象事業に着手したときは、速やかに登録有形文化財建造物保存活用事業着手届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付決定変更通知書（様式第6

号) により行うものとする。

(補助対象事業等の内容の変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、登録有形文化財建造物保存活用事業変更承認申請書(様式第7号)又は登録有形文化財建造物保存活用事業中止(廃止)承認申請書(様式第8号)とする。

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、登録有形文化財建造物保存活用事業変更承認決定通知書(様式第9号)若しくは登録有形文化財建造物保存活用事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第10号)又は登録有形文化財建造物保存活用事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)若しくは登録有形文化財建造物保存活用事業中止(廃止)申請棄却(却下)決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、登録有形文化財建造物保存活用事業実績報告書(様式第13号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業収支精算書
- (2) 補助対象事業の成果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、登録有形文化財建造物保存活用事業補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第17条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象事業完了後5年間、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条の規定は、同項に定める日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
第3条第1号に掲げる建造物に係る修理補助事業	当該建造物の外観（法第57条第1項の規定による登録（以下「登録」という。）の際に設定された望見できる外観に限る。）の修理（解体修理、半解体修理、屋根葺替、部分修理、塗装修理等）に要する経費（現状を維持し、又は復元を行う修理に限る。）及び当該建造物の耐震補強に要する経費並びにこれらの工事に伴う設計監理費	補助対象経費の3分の2以内	3,000,000円
第3条第2号に掲げる建造物に係る有形文化財の登録補助事業	当該建造物の登録の申請に際し必要となる文化財的価値を示す図面等の書類作成に要する経費及び当該建造物についての所見の原稿執筆に要する経費	補助対象経費の2分の1以内	500,000円